

事業者免税点制度の改正

(担当：加藤)

平成 23 年 6 月の消費税法の主な改正内容は

- ①事業者免税点制度の適用要件の見直し
- ②仕入税額控除における 95%ルールの適用要件の見直し
- ③還付申告書への明細書の添付義務化となっていました。

この中で平成 25 年 1 月から適用されることになった①の内容について、ご紹介いたします。

1. これまでの事業者免税点制度

基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合は、1 年決算法人の場合、原則として翌々期から課税事業者となっていました。【図 1】

2. 追加された要件

今回の改正により 1. の要件に加え、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合には、翌々期から課税事業者となることになりました。

【図 2】

3. 特定期間とは

- ・個人事業者の場合

その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

- ・法人の場合

その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間（前事業年度が 1 年でない場合などは別段の定めがあります。）をいいます。

4. 給与等支払額との選択

2. の判定基準により特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合においても、同期間中の給与等支払額（所得税の課税対象とされる給与、賞与の合計額をいいます。）が 1,000 万円を超えていないときは、選択により免税事業者と判定することができます。

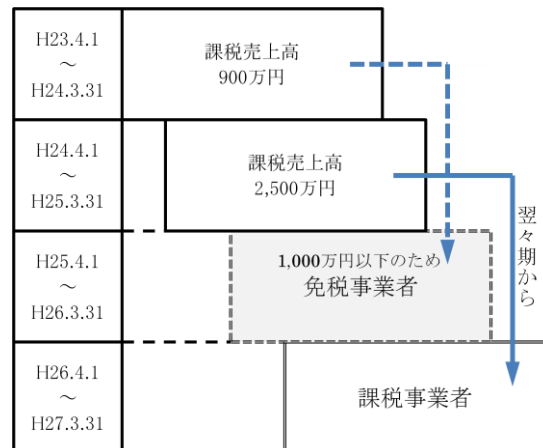
5. 適用開始時期と特定期間の違い

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。従って、新たな要件による判定期間（特定期間）は、事業年度が 1 年の 3 月決算法人の場合は、平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間ではなく、平成 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間となり、既に経過しているため注意が必要です。

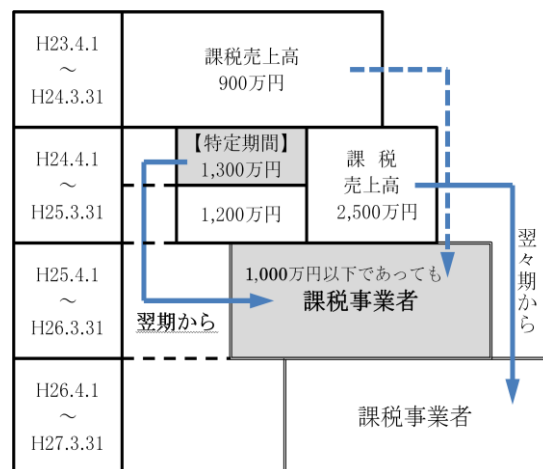
6. 届出について

新たな要件により課税事業者となる場合は、『消費税課税事業者届出書』を速やかに提出する必要があります。

【図 1】 これまでの免税点判定



【図 2】 追加された要件による判定



図中の特定期間は H24.4.1～H24.9.30 です。